

記入例

年度を記入してください。

担当者名	〇〇 △男
電話	052-123-4567
FAX	052-321-9876

名古屋市

別紙様式 2

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度届出用)

本書の内容に関するの問合せ先をご記入ください。

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号※

※1 事業所のみの場合は記載すること

事業者・開設者	フリガナ 名 称	シャカイフクシホウジンマルハチカイゴフクシカイ 社会福祉法人丸八介護福祉会		
主たる事務所の所在地	〒4608508 愛知 都・道 府・県	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
	電話番号	052-972-3965	FAX 番号	052-972-4149
事業所等の名称	フリガナ 名 称	別紙2(添付書類1)のとおり		
事業所の所在地	〒 都・道 府・県			
	電話番号			

※複数の事業所ごとに一括して作成する場合は、事業所等情報に「別紙様式2(添付書類1)のとおり」と記載すること

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額に人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものとする)

①～③について、算定する加算・算定している加算に○を付けること。
複数の事業所ごとに一括して作成する場合は記載不要です。

①	算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II 区分なし)
②	現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算 (I II)
③	人員配置等加算等の取得状況	取得有 (福祉専門職員配置等加算 ・ 特定事業所加算) 取得無
④	福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
⑤	令和 2 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	6,228,000 円
⑥	賃金改善の見込額 (i - ii)	6,248,600 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	164,926,690 円
	ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	158,678,090 円
⑦	経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)	294,117 円
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	80,000,000 円
	iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	77,000,000 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	10.2 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円を超える者】	9 人
⑧	他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)	142,857 円
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	74,000,000 円
	vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	71,000,000 円
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	21.0 人
⑨	その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)	62,150 円
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	10,926,690 円
	x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	10,678,090 円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	4 人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)	4,200,000 円】
⑩	賃金改善実施期間	令和 2 年 6 月 ~ 令和 3 年 5 月
	※当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。終了期間は現行の処遇改善加算と同じにすること。	
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法 ・賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等) ・賃金改善の実施時期や対象職員 ・一人当たりの平均賃金改善見込額について、①②③のグループごとに可能な限り具体的に記載すること。 なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	① について ・常勤9人の基本給を一人当たり月額12,500円毎月増額する。 ・非常勤2人には時給50円アップする。 ・一時金として12月・3月に一人当たり平均71,000円/回を支給する。 ・基準設定及び対象職種について、当法人及び他法人における福祉経験が合計10年以上の介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士のいずれかの資格を保有するヘルパー・生活支援員・職業指導員・指導員、当法人及び他法人における福祉経験が合計10年以上のサービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が該当する。 ② について ・常勤12人、非常勤18人に一時金を12月・3月に一人当たり平均50,000円/回を支給する。

	・対象職種は①以外のヘルパー・生活支援員・職業指導員・指導員・サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
	③について
	・常勤2人、非常勤2人に一時金を3月に一人当たり平均31,000円支給する。
	・対象職種は管理者・事務員・看護職員

- ※ ①～③については、複数の事業所ごとに一括して作成する場合は記入不要★
- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる（指定権者ごと）
- ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（
- ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者

⑥ i、⑦ iii・v、⑧ vi・viii、⑨ ix・xi においては賃金改善実施期間における数字を記入すること。

⑥ ii、⑦ iv、⑧ vii、⑨ x においては、当該加算を取得しない場合の賃金改善実施期間と同じ月数・同じ職員数の賃金水準を記入すること。

なお、1円未満の端数については切り捨てしてください。

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。	
資質の向上	- 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） - 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 - 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 - キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る） - その他（
労働環境・処遇の改善	- 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 - 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 - ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 - 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 - 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 - 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 - 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 - その他（
その他	- 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 - 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） - 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 - 非正規職員から正規職員への転換 - 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 - 職員の増員による業務負担の軽減 - その他（

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。	
ホームページへの掲載	「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定 - 独自のホームページへの掲載
その他の方法による掲示等	- 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 - その他（

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

確実に全職員に対し書面で周知してください。

個人印等ではなく、会社の実印を押印してください。

(宛先) 名古屋市長

上記のとおり、障害福祉サービス事業所等に係る福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ます。なお、本計画書に添付するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 2 年 2 月 26 日 (法人名) 社会福祉法人丸八介護福祉会
(代表者名) 理事長 川村 孝

代表
御印

